

陸上自衛隊達第23-6号

勤続報奨金の支給等に関する訓令（平成11年陸上自衛隊訓令第23号）第9条の規定に基づき、勤続報奨金の支給等に関する達を次のように定める。

平成12年3月16日

陸上幕僚長 陸将 磯 島 恒 夫

勤続報奨金の支給等に関する達

改正 平成20年7月23日達第122-228号 平成23年4月1日達第32-19号  
平成29年3月24日達第122-282号 平成30年3月27日達第122-293号  
平成31年4月19日達第122-302号 令和元年6月27日達第122-303号  
令和3年3月29日達第23-6-1号 令和4年3月31日達第23-6-2号

（趣旨）

第1条 この達は、勤続報奨金（以下「報奨金」という。）の支給手続等に関し必要な細部事項を定めるものとする。

（勤務成績の総合評定）

第2条 勤続報奨金の支給等に関する訓令（平成11年陸上自衛隊訓令第23号。以下「訓令」という。）第3条第2項に規定する勤務成績の総合評定は、別紙第1により行うものとする。

（報奨金の支払者）

第3条 報奨金は、官署支出官又は勤続報奨金支給機関（以下「支給機関」という。）に係る資金前渡官吏（第6条第3項及び第4項において「支給機関の資金前渡官吏」という。）が支払うものとする。

（報奨金の支払方法）

第4条 報奨金は、報奨金の支給を受けることができる者（第6条第2項及び第3項において「受給者」という。）の預金又は貯金の口座への振込みにより、又は直接現金で支払うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合に、隔地送金又は外国送金の方法により行うことができる。

（支給対象者発生の報告等）

第5条 支給機関の長が、訓令第5条第1項の規定に基づき支給決定権者に支給対象者を報告する場合には、防衛省人事・給与情報システム（以下「人給システム」という。）上の勤続報奨金支給対象者名簿（以下「支給対象者名簿」という。）を送付することにより行うものとし、この際、人給システム上の勤続報奨金支給可否決定通知書（以下「支給可否決定通知書」という。）及び勤続報奨金支給決定通知書（次条第2項において「支給決定通知書」という。）を添付するものとする。

2 支給決定権者は、支給対象者が支給機関以外の部隊等に在職していたこと等により、前項の支給対象者名簿から、勤務成績等支給可否の決定に必要な事項が得られない場合には、関係部隊等の長に対し必要とする事項についての証明を求めるものとする。

(支給手続等)

第6条 支給決定権者が、訓令第6条第1項又は訓令第7条第2項の規定に基づき支給の可否を決定した場合には支給対象者名簿の決定欄にその可否を記載し、支給機関の長に支給の可否を通知する場合には支給可否決定通知書を送付することにより行うものとする。

2 支給決定権者が、訓令第6条第2項の規定に基づき報奨金を支給することを決定した旨を受給者に通知する場合には、支給決定通知書を送付することにより行う。

3 支給機関の長は、第1項の支給可否決定通知書及び前項の支給決定通知書の送付を受けた場合には、速やかに受給者に通知するとともに、人給システム上の勤続報奨金支給調書(次項において「支給調書」という。)の履歴事項を入力証明し、支給機関の資金前渡官吏に送付するものとする。

4 官署支出官又は支給機関の資金前渡官吏は、前項の支給調書に所要事項を入力し、当該支給調書に基づき報奨金を支払うものとする。

(関係書類の保管)

第7条 支給決定権者は、支給機関の長から送付された支給対象者名簿を、支給機関の長は、支給決定権者から送付された支給可否決定通知書を、それぞれ送付を受けた年度の翌年の1月1日から起算して5年間保管するものとする。

(報告)

第8条 方面総監は、各年度における報奨金の支給の状況を、勤続報奨金支給状況報告書(別紙第62)により、当該年度の翌年度の4月30日までに陸上幕僚長に報告するものとする。(人教計定第8号)

附 則

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月23日陸上自衛隊達第122—228号)

この達は、平成20年7月23日から施行する。

附 則(平成23年4月1日陸上自衛隊達第32—19号)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日陸上自衛隊達第122—282号)

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—293 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日達第 122—302 号）

- 1 この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年 6 月 27 日達第 122—303 号）

- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 23—6-1 号）

- 1 この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日陸上自衛隊達第 23-6-2 号）この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別紙第1

別紙第1（2条関係）

勤務成績の総合評定の要領等。

1 総合評定の要領。

（1）訓練招集時の勤務成績。

- ア □即応予備自衛官の任免等細則取扱いに関する達（陸上自衛隊第21-22号）別紙第5により招集期間別に評定した「訓練成績」及び「服務態度」の成績を、次のように総合して招集して招集期間別の成績を求める。
- イ 「訓練成績」及び「服務態度」の成績を、それぞれ下表により点数に換算し、それらを平均する。

訓練成績 又□□は 服務態度	S	A	B	C	D
点□□数	5	4	3	2	1

（イ）（ア）により算出した平均点数に応ずる評価記号を下表により求める。

平均点数	5	3.6以上 □5未満	2.6以上 3.6未満	1.6以上 2.6未満	1.6未満
評価記号	S	A	B	C	D

- イ □各招集期間別の総合成績（S～D）を、それぞれ下表により点数に換算し、当該点数に、それぞれに対応する招集期間（日数）を乗じる。
- なお、訓練招集命令を取り消され又は変更されることなく招集に応じなかった期間がある場合は、当該期間に係る勤務成績は0点として取り扱う。

招集期間別の 総合した成績	S	A	B	C	D
点□□数	3.5	3	2	1	0.5

- ウ □イにより求めた点数を合計し、当該合計点数を、成績判定期間において発した訓練招集命令の総日数（取消し又は変更した命令に係る日数を除く。）で除算する。

（2）防衛招集時等の勤務成績の総合評定。

- 勤務評定に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第10号。本号において「勤務訓令」という。）に基づき評定した勤務成績と本号アにより評定した勤務成績を、勤務訓令の適用を受けない陸士にあっては本号イにより評定した勤務成績を、それぞれ前号のイの表により点数に換算し、それらを平均する。
- ア □勤務訓令の適用を受けない期間に係る勤務成績の評定要領。  
定期評定を行うと仮定した場合において、陸上自衛隊勤務評定実施の細則に関する達（陸上自衛隊達第21-4号。本号イにおいて「勤務達」という。）別表第1の評定官となる者が、勤務訓令に準じて当該期間の勤務成績を評定する。
- イ □勤務訓令の適用を受けない陸士に係る勤務成績の評定要領。  
勤務訓令の適用を受ける陸曹と仮定した場合において、勤務達別表第1の評定官となる者が、勤務訓令に基づく勤務評定期間とその他の期間とに区分して、勤務訓令に準じて勤務成績を評定する。

（3）成績判定期間内に訓練招集時の勤務成績と防衛招集時等の勤務成績がある場合の総合評定。

- 原則として、第1号及び第2号により総合評定した成績を平均する。

2 総合評定の担任。

区□□□□□分。	担□□□□□任。
前項第1号の勤務成績。	報奨金支給機関の長。
前項第2号の勤務成績。	支給決定権者。
前項第3号の勤務成績。	支給決定権者。

別紙第2

別紙第2（第8条関係）

発簡番号  
発簡年月日

陸上幕僚長 殿

方面総監

勤続報奨金支給状況報告書  
(人計定第8号)

平成 年度

区 分	基準日	在職者数	支給人数	支給総額	備 考
第〇師団	3月31日	人	人	円	
	6月30日				
	9月30日				
	12月31日				
	その他				
	合 計				
第〇旅団	3月31日				
方面隊計	3月31日				
	6月30日				
	9月30日				
	12月31日				
	その他				
	合 計				

日本産業規格 A 4

記入要領：訓令別記様式の備考の要領により記入する。